

通学定期券について

通学定期券は、通学を目的とする場合に現住所から大学までの最短区間の購入ができます。通学定期券の購入希望者は、以下の説明をよく読み、目的やルールを正しく理解したうえで、適正な通学定期券を購入し、利用してください。

【2022年度(令和4年度)以前入学生】

- 令和4年度までに発行された「通学定期券購入証明書」は、内容に変更がない場合は、学生証の有効期限まで引き続き使用できます。
- 令和5年度以降に、住所変更、経路変更等が生じた場合は、既に発行している「通学定期券購入証明書」と引きかえに学生センター2階3番窓口で「通学定期乗車券発行控シール」を発行します。「学生証」及び「通学定期券購入証明書」(既に発行済みの場合のみ)を持参しない場合は、「通学定期乗車券発行控シール」を発行できませんので必ずお持ちください。

【通学定期券の購入目的、対象者について】

- 通学定期券は、通学を目的とする場合に限り、現住所最寄りの駅又はバス停から大学最寄りの駅又はバス停までの最短区間の経路で購入ができます。
- 大学まで徒歩圏内の住所の場合は、通学定期券を利用することはできません。
- 正規課程以外の学生(研究生・科目等履修生・特別聴講学生等)は通学定期券を購入できません。

【最寄駅について】

- 本学の最寄駅は、以下のとおりです。
鉄道：三ツ沢上町、羽沢横浜国大、和田町、上星川
バス：本学内のバス停、岡沢町、釜台住宅第2、釜台住宅第1、ひじりが丘、横浜新道

【著しく迂回となる経路について】以下の場合は、著しく迂回となる経路と考えられます。

- 住所最寄駅が相鉄線の星川、和田町、上星川、西谷、鶴ヶ峰駅の方が横浜駅を最寄駅とすることや横浜駅を通るルートを経路とすること。ただし横浜駅を経由しない経路では通学に支障が出る場合は学生センター2階3番窓口にご相談ください。
- 羽沢横浜国大を通過して横浜駅を最寄駅とすること、横浜駅を通過して羽沢横浜国大駅を最寄駅とすること

【通学定期乗車券発行控シールの記入・利用について】

- 記入には、黒ボールペンを使用してください。ラバー等で簡単に消せるペンや鉛筆は使用しないでください。
- 「通学定期乗車券発行控シール」は剥がしたり、貼り直したりしないでください。
- 通学定期券の購入希望者は、通学定期券の購入は通学目的のみに限定されることや、通学定期券が認められる通学経路に関するルール等を正しく理解したうえで、裏面に住所・通学区間を記入済みの学生証を鉄道会社の窓口等で提示して通学定期券購入手続きを行ってください。

【不正利用について】

大学へ届け出ている住所以外を学生証裏面シールに記入し、通学定期券を購入すること、アルバイトや就職活動等の通学以外の目的で通学定期券を購入すること、最寄駅もその先の駅も同じ料金だから、便利だからといった理

由により最短区間以外で通学定期券を購入することは不正購入にあたり、本学学則による懲戒処分の対象となることがあるばかりか、本学の全学生に対する通学定期券発行停止の措置がとられることもあります。学生であれば自由な目的で自由な区間の通学定期券の購入が認められているわけではありません。通学定期券購入のルールを正しく理解したうえで、適正な通学定期券を購入し、利用してください。

【通学定期券購入証明書】

多くのバス会社では、学生証及び適正に記入された学生証の裏面シールにより通学定期券を購入可能ですが、一部の交通機関（千葉県内のバス、都営以外の都内のバス等）では学生証のほかに「通学定期券購入証明書」の提示が必要な場合があります。通学定期券購入証明書が必要となる場合は、学生センター2階3番窓口で申請してください。発行には数日掛かり、申請と受取には学生証が必要となります。

【シールの更新等】

以下の場合、学生証を持参のうえ、学生センター2階3番窓口で手続きしてください。

- ・通学経路の変更
- ・シールの汚損
- ・シールの通学定期券発行控欄が埋まった場合
- ・学生証再発行によりシールの更新が必要な場合
- ・転居により住所が変更となった場合

最寄駅と本学間の通学路、各門周辺は住宅が多くあります。通学の際は、近隣の方の生活環境に十分配慮し、横に広がらないよう歩く、静かに話す等、国大生として良識ある行動をお願いします。